

住宅確保要配慮者入居促進事業 のご案内

<協力金額変更およびエアコン設置費用加算について>

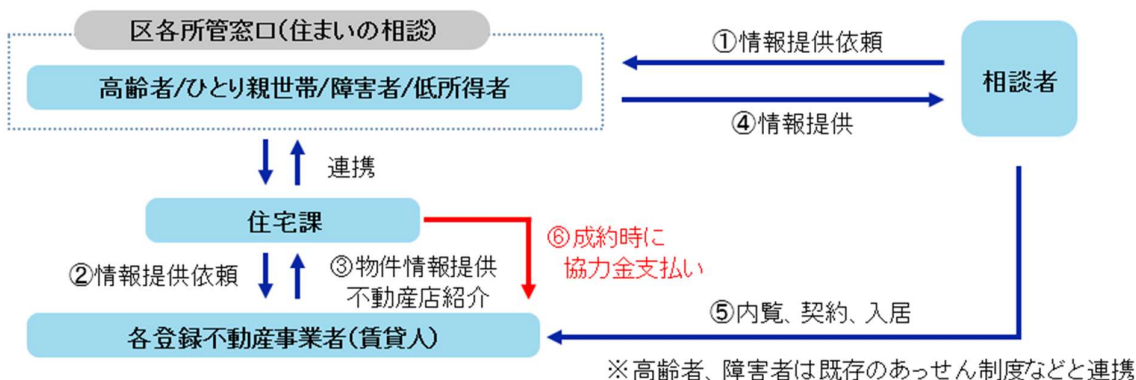
区では、住宅確保要配慮者の方に対する住まいの確保を支援するために、「住宅確保要配慮者入居促進事業」を令和3年11月末より開始しました。

事業の概要

この事業では、住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅を提供した賃貸人と不動産事業者のそれぞれに、**協力金(1件あたり6万円)**をお支払いしています。

さらに、住宅確保要配慮者の入居のために賃貸人が居室にエアコンを設置した場合、その設置費用を**1台あたり最大8万円**まで加算します。

■不動産事業者の登録の流れ・スキーム



■対象となる住宅確保要配慮者

- ①65歳以上の単身世帯または65歳以上の世帯員のみの世帯
 - ②単身障害者世帯または障害者のいる世帯
 - ③18歳以下(18歳に達した年度末までの子)のいるひとり親世帯
 - ④低所得者(国が定める基準に基づき、月額所得15万8千円以下の者)
- ※ただし、①②③に該当しない生活保護受給者は除く

①～④のいずれかに該当し、かつ

○品川区に引き続き2年以上居住していること
など

問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL:03-5742-6777

■対象となる不動産事業者

- 区内民間賃貸住宅をあっせんできること
- 宅地建物取引業免許証を取得していること
- 宅建協会第五ブロックまたは全日協会城南支部に加盟していること

※詳細は「品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要項」をご確認ください
※協力金総額が予算総額に達した時点で受付を終了します。(先着順)

